

# 2018春闘が始まる

## 国労水戸

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
ENYビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 久保田重明  
編集責任者 坂下 司

### 職場が混乱状態に

国労の18春闘がスタートした。  
中央委員会で決定した方針をもとに最重要課題である組織強化拡大とともに取り組む。他方、今年の春闘交渉に東労組の動きが混乱している状況にある。

国労は中央委員会  
員会で、物価上昇などを考慮し、生活改善に必要なパーセンテージを出して、基準内賃金の4%の12000円を統一要求額とした。統一重要要求8項目を加



仲間の信頼  
力を奪って  
組織の拡大へ

え3月14日を回答指定日とした。

2月20日、マスコミはJR東労組がストライキなどの争議行為を実施する可能性があると発表した。

東労組を巡る動きは、3月2日以降、民営化後初となるストライキを執行することを厚労省、会社側に通知していた。

その報道は東京都内を中心にストを実施するが列車の運行に支障はないとしている。一部、形式だけのストなのかはわからない。

東労組の主張は格差ベアを無くし全組合員一定額のベースアップを求めるものである。

会社から争議行為中止の申し入れを各職場に掲出した。

これを受けて職場内では混乱をしている。

## 36協定 その2

労働代表者について

- ①管理監督者でないこと。
- ②過半数で組織されている労働組合があればその労働組合の代表。労働組合が無いなどで当該事業場の労働者の半数を代表する者。

過半数代表者とは正社員だけでなくパート社員、嘱託社員、契約社員、休職中の社員。監督、管理の地位にある者について代表者には専任できないが労働者の過半数の判断に含まれる。

過去の事例

パート労働者を除いた選挙が行われ代表者を決めた。  
会社の親睦会の代表者を過半数代表者に会社が指名した。